

「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成 26 年 1 月 24 日
総税都第 2 号)の通知により、次のとおり令和 4 年度の引上げ分に係る地方消費税
(増税分 社会保障財源)の使途を公表します。

(単位:千円)

地方消費税交付金総額	<u>1, 065, 268</u>
うち現行分(一般財源)	486, 629
うち増税分(社会保障財源)	578, 639

○引上げ分使途 社会保障施策経費

(単位:千円)

【社会福祉】	<u>312, 360</u>
社会福祉事業	23, 939
障害者福祉事業	37, 538
高齢者福祉事業	83, 197
児童福祉事業	156, 220
生活保護事業	11, 466

【社会保険】	<u>157, 847</u>
国民健康保険事業	42, 783
介護保険事業	115, 064

【保健衛生】	<u>108, 432</u>
後期高齢者医療事業	21, 479
保健衛生事業	69, 044
予防事業	15, 557
健康増進事業	2, 352

合計 578, 639千円

社会保障施策に要する経費 19, 544, 319千円